

4か月児・10か月児健康診査の受診のしかた

お子さんが4か月、10か月になりましたら、ご自分で指定医療機関に予約し、受診してください。


【受診時の持ち物】…指定医療機関に提出してください。(費用の一部が公費で負担されます)

- ① 母子健康手帳
- ② 母子健康手帳(別冊)の中の、「4、10か月児健康診査受診票」
- ③ 「4か月児(黄色)、10か月児(水色)健康診査票」(複写のもの)
- ④ 「4か月児(黄色)、10か月児(水色)健康診査アンケート



別紙の書類
(A4 サイズ)

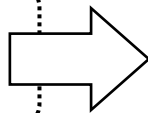
※②、③、④の用紙は、事前に記入してから医療機関へ提出してください。
(③の記入方法は、裏面記入例参照)

【市内の指定医療機関】  **必ず、予約**をしてから受診をしてください。

医療機関名	実施曜日	実施時間	住所	電話	診療科名
伊東市民病院	火	15:00~	岡196-1	37-2626	小児科
むらかみ小児科 クリニック	金	13:30~14:30	瓶山1-9-7	52-4710	小児科 アレルギー科
上山 レディースクリニック	月~土	9:00~11:00	吉田573-3	45-8103	小児科、産科 婦人科
	月、水、金	14:00~16:00			
よこやまファミリー クリニック (旧なかもら内科・消化器内科クリニック)	月、水、金	13:45~14:30	湯川3丁目11-2 サンタビル2階	36-5577	内科、小児科 他

※1 伊東市民病院の予約電話受付時間は、月~金曜日の9時~16時です。

4、10か月健診を
市外の医療機関で受ける方



契約している医療機関であれば受診できます。
(県外の医療機関では受診できません)

★他の市町村へ転出した場合は、当市の受診票は使用できません。転出先で新たに受診票の交付を受けてください。

お問い合わせ

伊東市 子育て支援課

電話:0557 32 1582

✉:kosodate@city.ito.shizuoka.jp